

**高付加価値なインバウンド観光地づくり事業
沖縄・奄美エリア販路形成・受入環境改善事業委託業務 企画提案仕様書**

1 事業名

令和7年度高付加価値なインバウンド観光地づくり事業
沖縄・奄美エリア販路形成・受入環境改善事業委託業務

2 実施主体

沖縄県

(沖縄・奄美エリア高付加価値なインバウンド観光地づくり推進委員会)

3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

4 背景・課題・目的

観光庁では、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を令和4年5月に策定し、同アクションプランに基づき、高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援を行うモデル観光地として、沖縄・奄美エリアを含む14地域を選定したところである。

令和6年度は、沖縄・奄美エリア内（以下、「エリア内」という。）の高付加価値なアドベンチャーツーリズム、ガストロノミーツーリズムの実証に取り組み、優良事例の創出や運営課題の把握を行ったところである。

令和7年度は、沖縄・奄美エリアマスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）にあるコアゾーンやコアバリューを訴求するファムツアー（招聘旅行）の実施や商談会等を通じて、旅行会社・DMCとのネットワーク構築に取り組むとともに、エリア内の受入環境の課題を抽出し、受入環境の改善・整備を図る等、エリア内の販路形成及び受入環境の改善を目的とする。

また、マスタープランで示されるコアバリュー等の訴求に際し、コンテンツの充実が必要なものについては、オーダーメイド前提で常時提供可能なものとなるようコンテンツの磨き上げや新規造成の取組を実施する。

5 委託業務内容

受託者は販路形成・受入環境改善等の業務を実施するため、全体的な業務管理・調整、必要な助言・指導を行い、適切に事業遂行ができるよう下記業務を実施すること。実施にあたってはマスタープランや、別途実施する「沖縄・奄美エリア推進委員会運営・人材育成・各種調査業務」（以下、「委員会等事業」という。）、「沖縄・奄美エリアオンライン消費動向調査」と連携すること。

(1) 統括及び受入チームの組成・管理・運営

① 統括チームの組成

- ア ターゲットとなる欧米豪ラグジュアリー層受入のためのファミツアーを効果的に行うため、基本となるテーマ及び各コアゾーンを組み合わせた3コース程度のコースを設計し、受入チームに対する指導・助言等を行う統括チームを組成すること。
- イ 統括チームは、沖縄県・鹿児島県・OCVB・奄美群島観光物産協会及び高付加価値旅行者向けのツアー造成に関する有識者3名程度（アドベンチャー、ラグジュアリー、ホスピタリティ）で構成することとし、受託者において管理・運営を行うこと。なお、有識者については、受託後に実施主体と調整の上選定することとし、提案は不要。

② 受入チームの組成

- ア ファムツアー及び商談会参加等に向け、6月中に受入チームを3～4チーム程度構成すること。
- イ 受入チームの組成にあたっては、マスタープランのコアゾーンやコアバリューを意識して設定したテーマを3つほど提案し、統括チームと協議の上、高付加価値旅行のオーダーメイドを前提とした商品化が可能な事業者を中心に複数の県内事業者（旅行会社、DMC等）を選定し、テーマごとに組成すること。
- ウ 受入チームには別紙業務を実施させること。本事業を通して、コンテンツの商品化やエリア内の販売実績に繋がるようにすること。

③ 業務管理・事業運営

受入チームの業務遂行状況等を把握するとともに、ファミツアーの実施や商談会、磨き上げ研修等について必要な指導・助言を実施し、実施主体に対して定期的な状況報告を行うなど、適切な進捗管理・事業運営を実施すること。

④ ファムツアーの分析及び改善策提案

マスタープランで定めるターゲットの精査とコンテンツの具現化について分析するため、ファミツアーの結果を踏まえ、想定ターゲットに対するウリ・ヒト・ヤド・アシ等の改善策、エリア内全体として不足する部分や投資が必要な事項の分析について提案すること。

(2) コンテンツの磨き上げまたは新規造成

マスタープランにあるコアバリューの訴求に際し、不足するコンテンツについて、オーダーメイド前提で常時提供可能なものとなるよう、前年度の取組を参考に、エリア内コンテンツの磨き上げや新規造成、JNTO等との連携が可能となるよう紹介ツールの整備について提案すること。

以下6つのコアゾーン別にそれぞれ1件以上提案すること。選定先については実施主体との協議の上決定すること。

(コアゾーン)

沖縄エリア：やんばる、沖縄本島中南部、宮古、八重山

奄美エリア：奄美大島、徳之島

(3) 全体報告会

エリア内の受入環境の改善・整備のため、以下について効果的な取組を提案すること。時期は12月を想定し、詳細については実施主体と協議の上、決定すること。

① 現地研修

実施主体の委員を始めとした関係事業者を対象に、本事業の取組の把握やコアバリュー等の現状を確認するため、仕様書5（1）～（2）で取り組んだ地域を対象に現地研修を実施すること。今後の取組継続に向け協力事業者確保を図るための内容であること。

② 全体報告会

本事業の取組を発表する場として全体報告会を開催し、委員会等事業のプレーヤー調査等を踏まえた関連事業者や、投資家、高付加価値旅行者の誘客や受入等に関する有識者等を広く集め、意見交換やネットワーキングの場を設けること。

（4）その他、本事業の目的を達成するために有効な業務

欧米豪モダンラグジュアリー層を含む高付加価値旅行者のエリア内への誘客促進、販路形成を図るため有益であると考えられる取組を提案すること。

（5）観光庁への報告、会議等への対応

① 観光庁への週報、月例会議等への対応

地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業運営事務局からの指示による週報の提出、月例会議の資料を準備し、観光庁会議（オンライン想定）に対応すること。

② 観光庁主催中間報告会、年次報告会への準備（9月、2月予定）

観光庁が主催する中間報告会、年次報告会に向けて、事業の進捗状況を関係者から取りまとめ、発表用資料を準備すること。

③ 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業運営事務局からの指示事項への対応

④ エリア関係者の月例会議の対応

沖縄・奄美エリアの事業実施関係者の月例会議に必要な資料を準備し、エリア会議（オンライン想定）に対応すること。

⑤ 沖縄・奄美エリア推進委員会への準備（年2回予定）

委員会等事業の推進委員会において、求められる資料を準備すること。

（6）打ち合わせ協議、中間報告等

① 体制及び要員に関する要件

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷き、事業を総括・管理できる責任者を1名以上配置すること。受入チームにおいても、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にさせること。

② 打合せ・報告に関する要件

ア 本委託業務の進捗状況や業務内容等に関する沖縄県・鹿児島県との打合せについては、定期的（月1回以上）に実施し、必要な資料を作成し、当月の進捗・成果・課題について報告すること。

イ 必要に応じてエリア内関係者（沖縄総合事務局、九州運輸局等）と打ち合わせを実施すること。

ウ 打ち合わせ等にあたっては、オンライン等の対応を可能とすること。

③ 中間検査・中間報告

事業の中間時点での経費執行状況（支出一覧表、証憑類）を取りまとめ、沖縄県へ報告すること。

（7）本事業における報告書作成

当該事業を行うにあたり、実施手法・経過・結果・要因について詳細に記載した報告書を作成すること。下記の必須項目の他、目次と内容については実施主体と協議を踏まえ、作成すること。

| | 必須項目 |
|----|-----------------------------|
| 1 | 事業概念図（事業の全体像が1枚で説明されたもの） |
| 2 | 解決すべき課題とその状況 |
| 3 | 課題を解決することによる期待される効果及び経済波及効果 |
| 4 | 具体的な実施方法、スケジュール |
| 5 | ファムツアー内容、参加者名簿 |
| 6 | コンテンツ支援内容 |
| 7 | 事業効果の測定方法と数値目標 |
| 8 | ファムツアー中の意見の分析結果及び改善内容 |
| 9 | 被招聘者による送客実績及び見込み、交渉状況 |
| 10 | 各ツアー経費内訳 |
| 11 | 総括 |
| 12 | 事業実施結果概要（3～5ページ程度） |

6 成果物

（1）事業報告書（紙1部及び電子データ一式）

事業報告書のフォーマットについては、沖縄県と協議の上作成すること。

（2）委託業務に係る制作物

映像・画像の提供数量については、沖縄県と協議の上決定すること。

（3）経費精算資料（支出一覧表、証憑類）

観光庁（または事業事務局）や沖縄県の指示をふまえて証憑類を整理・提出すること。

7 権利の帰属

- （1）本業務で制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て観光庁に帰属するものとする。ただし、委託前から受託者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は、事前に沖縄県の承諾を得るものとする。
- （2）受託者は、観光庁の同意を得なければ、著作権法第18条ないし第20条に規定されている権利を行使することができない。
- （3）成果物の作成にあたっては、他人の著作権、特許権その他の知的財産権、肖像権その他いかなる権利も侵害しないものとし、万一問題が生じた場合は、訴訟費用を含め、全て受託者において責任を負うものとする。
- （4）著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

8 委託料上限額等

本委託業務実施のための費用は60,000千円（消費税込、諸経費含む）を上限とする。

※旅行商品販売における売上に販売者の手数料が含まれる場合は、手数料にあたる額を委託額から差し引くものとする。

9 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、次の計算式により算出する額とする。

$(①直接人件費 + ②事業費 - ③再委託費) \times \text{一般管理費}10/100$ 以内で計上すること（小数点以下切り捨て）

一般管理費率は、直近の決算書等から算出した率と10%を比較していずれか低い率とする。ただし、特殊要因があると認められる場合は、沖縄県と協議の上、一般管理費率を決定することができる。

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同企業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

10 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③原稿・データの入力及び集計
- ④イベントにおけるブースの設営または運営
- ⑤その他、簡易な業務

11 その他

- (1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (3) 委託契約書の定めにかかわらず、受託者は、委託業務で制作した映像コンテンツを沖縄県外及び海外地域へ展開・発信するため、沖縄県の合意の下で使用することができる。
- (4) 沖縄や奄美地域の関連する施策や事業と適切に連携すること。
- (5) 沖縄・奄美エリア高付加価値なインバウンド観光地づくり推進委員会の参画団体についてはマスタープランを参考にすること。

＜受入チーム業務内容＞

(1) ファムツアーの実施

① 想定ターゲット

欧米豪ラグジュアリー層。詳細はマスタープランを参考にすること。

② 想定ターゲットを取り扱っている旅行会社を招請したファムツアーの企画・実施

過年度取組やマスタープランを参考に、エリア内が有する観光資源のうち、想定ターゲットに訴求できるコアバリューを抽出し、高付加価値旅行者に対して商品化及び販路拡大を目指すことができるモデルコースを提案し、後記の点に留意してファムツアーを企画及び催行すること。

また、招請した旅行会社が円滑に商品造成及び販売促進が行えるようアフターフォローを行うこと。

ア 実施期間、回数

実施期間：令和7年9月～11月

回数：3コース（コアゾーン6か所を網羅するもの）×2グループ＝最大6回実施
（具体的には実施主体と協議の上で決定する。）

イ 招請する旅行会社

グループ1：海外旅行会社等。欧米豪から3か国程度。

グループ2：国内DMC等。ゴールドルートから地域への流入ルートを主に取り扱っていること。

招請する旅行会社は実施主体との協議の上で決定するが、協議の際は各旅行会社の特徴を把握し、選定理由とともに提案すること。

ウ ファムツアーの実施

A) 行程内容

- ・ 沖縄県及び奄美群島において、宿泊を伴う5泊6日程度のツアーを設定されたテーマに沿って3コース程度造成し、ファムツアーを実施すること。
- ・ なお、コース詳細は、過年度取組やマスタープランにおけるウリ・ヤド・ヒト・アシ、委員会等事業のプレーヤー調査等を踏まえて造成し、高付加価値旅行者向けにブラッシュアップを行うこと。
- ・ テーマやコース詳細については実施主体と協議の上、決定すること。

B) 宿泊、飲食等

- ・ 1室1名で利用することを基本とする。
- ・ 食事は1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。昼、夕食については、飲物代も含めること。食事の時以外にも毎日水分補給用の飲物を提供すること。
- ・ 被招聘者に対して、食事に関する制限等の留意すべき事項に配慮すること。

C) スルーガイド、スポットガイド

- ・ スルーガイド（英語の通訳案内士等）を1名以上手配すること。
- ・ スルーガイドは、沖縄県及び奄美群島に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。また、必要に応じてスポットガイドを配置し、事前打合せの上、連携させること。
- ・ 委員会等事業の人材育成と連携すること。

D) 安全確保・緊急事態等への対応

- ・安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時に取り得る対応等を含む）を具体的かつ詳細に記載すること。
- ・視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築すること。

エ 実施記録

- ・招聘に係る全旅程の実施記録（写真画像含む）を行うこと。
- ・旅程中に撮影した写真等は、本事業内及び実施主体のその他活動（報告会、商談会、プロモーション等）に活用することとし、写真等の利用のため、被招聘者及び視察先への許可を得るよう必要な手続きを行うこと。

オ 意見収集・分析

- ・ツアー後、会議の場を持ち、被招聘者から本ツアーを通しての意見や、富裕層・投資家・ビジネスリーダーに対し世界にアピールできる魅力づくりとして有効な手法（ショーケース等）、海外市場への展開の可能性等を収集し、課題等について要因・改善の分析を行うこと。また、受入事業者に対しても別途ヒアリングを行うこと。
- ・分析等をふまえ、チーム内にて改善案を検討し、磨き上げのポイントを整理の上、ブラッシュアップしたコース・取組を提案すること。また、ブラッシュアップに伴う単価の見直しも併せて行うこと。

カ アフターフォロー（商品造成・販売促進）

- ・ツアー後、被招聘者による商品造成を円滑に進めるため、情報提供等の支援を行うこと。

（2）商談会の実施・参加

① エリア内事業者との商談会の企画・実施

後記の点に留意して、被招聘者とエリア内事業者を交えた商談会を企画及び実施すること。

- ア ファムツアーの離日前日（木曜日イン／火曜日アウトであれば月曜日）の午後に沖縄県内及び奄美群島で実施し、必要な手配や運営を行うこと。
- イ 商談1回あたりの時間は15分とし、被招聘者1社当たり商談数を10枠程度設定すること。商談会の時間は概ね2～3時間程度とすること。
- ウ 適切な規模の会議室等を確保すること。
- エ 被招聘者が着席し、エリア内事業者が個別にテーブルを回る形式とする。
- オ 商談のマッチングにあたっては、被招聘者、エリア内事業者双方に対して、商談会参加者情報の提供を行い、可能な限り双方のニーズに応じた商談が可能となるよう、マッチングを行うこと。
- カ 商談会参加者に対して留意事項の事前周知を行い、当日もスムーズな進行のための情報揭示及び人員を配置するなどして、円滑な運営に留意すること。

② 富裕層向け国内外商談会等への参加

- ア 富裕層向け国内外商談会及びその他JNTO連携商談会及びネットワーキングイベントへの参加について提案し、実施主体との協議の上決定し、参加すること。なお、12月のILTM CANNEはJNTOとの共同出展枠を確保済。参加費は事業費計上とする（上限2名参加の場合11,632ユーロ（旅費は別途計上）、円換算は支払時レートによる。）。
- イ ILTM等商談会で使用する資料作成をすること。
- ウ 海外旅行社との関係を構築し、その後の送客につなげること。

- エ 出展にあたっては、ファムツアーで造成したコースを使用すること。
- オ 商談会にあたっては、全受入チームを代表して2名程度の参加とすること。

(3) エリア内磨き上げ研修の実施

- ・ファムツアーによる意見収集・分析を踏まえ、検証のため関係者を集めたフィードバックを1回以上行うこと。
- ・本事業関係者を対象に、フィードバックを取り入れたツアーをエリア内磨き上げ研修として1回以上実施すること。
- ・時期は9～12月を想定すること。

(4) 留意事項

- ・マスタープランや委員会等事業と連携すること。
- ・ファムツアー後の被招聘者による送客実績及び見込み、交渉状況の情報を収集し、実施主体へ報告すること。